所属機関等作成用３　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）

(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に，特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無
有（内容：　　）・無

(13)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無
有（内容・該当者名：　　）・無

(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無
有（内容・該当者名：　　）・無

(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無
有（内容・該当者名：　　）・無

(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無
有（内容・該当者名：　　）・無

(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無
有（内容・該当者名：　　）・無

(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に，出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無
有（内容・該当者名：　　）・無

(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無
有（内容・該当者名：　　）・無

(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(13)から(19)に該当することの有無（特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入）
有（内容・該当者名：　　）・無

(21)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無
有（内容：　　）・無

(22)外国人の活動内容に関する文書を作成し，活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有・無

(23)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無
有（内容：　　）・無

(24)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無
有（内容：　　）・無

(25)1号特定技能外国人支援に要する費用について，直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入）
有・無

（以下(26)，(27)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入）

(26)次のいずれかに該当することの有無　有・無

（有の場合は該当するものを選択）

□①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
（内容：　　）

□②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること
（内容：　　）

□③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
（内容：　　）

□④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

(27)労働者派遣をすることとしている派遣先が(10)から(21)に該当していることの有無
有（内容：　　）・無

(28)労災保険加入等の措置の有無
有（内容：　　）・無

別記第三十号様式所属機関等作成用３　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。